破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２８４８号
福岡市城南区鳥飼６丁目９番18号
破産者　南雲　武松
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３号
山口市阿東生雲東分55番地１
破産者　吉冨　幸光
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２９５０号
福岡県糟屋郡新宮町下府２丁目３番１号
破産者　松村産業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
２　一般調査期日　平成24年１月26日午前10時30分
平成23年９月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９０２０号
大阪市中央区久太郎町２―５―31　本町寺田ビルディング９階、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市府中町６丁目13番58号
破産者　株式会社モリタ
１　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
２　一般調査期日　平成23年12月８日午後３時30分
平成23年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６９６号
最後の住所大阪市中央区龍造寺町８番２―902号
破産者　被相続人亡山本治相続財産
１　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
２　一般調査期日　平成24年１月25日午後３時
平成23年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２３年（フ）第５３２号
大阪市西区新町１丁目４―26、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市中垣内７丁目８番１号
破産者　テクノ・ナミケンサービス株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
２　一般調査期間　平成23年10月31日から平成23年11月７日まで
平成23年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第８２１号
愛知県西尾市下町築山36番地２
破産者　浅井工務店こと　浅井　菊雄
１　期日　平成23年12月26日午後２時25分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１３号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲464番地１
破産者　髙橋　和義
異議申述期間　平成23年11月30日まで
平成23年９月30日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２３９３号
福岡市中央区大名２丁目12―５田中ビル南館305号
破産者　株式会社キャストシステム
異議申述期間　平成23年11月21日まで
平成23年９月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３０号
福岡県春日市日の出町４丁目18番地
破産者　株式会社隆建設
異議申述期間　平成23年11月28日まで
平成23年９月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２７号
福岡市博多区半道橋１丁目５番32号
破産者　合同会社アン・フォーレスト
異議申述期間　平成23年11月28日まで
平成23年９月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０号
宮崎県西都市妻町２丁目89番地
破産者　松本　　博
異議申述期間　平成23年11月28日まで
平成23年10月３日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目14ニューライフかわむらＢ203号、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町城ケ丘16番10号
破産者　稲村　有一
異議申述期間　平成23年12月５日まで
平成23年10月３日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第２９５号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字神戸１番地１サンクスウェア205号
破産者　金田佳枝こと　西垣　佳枝
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１０００２号
仙台市泉区虹の丘１丁目１番６号
清算株式会社　エムエス東北株式会社
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（ヒ）第２０２８号
東京都千代田区神田駿河台２丁目２番地御茶ノ水杏雲ビル10階
清算株式会社　エムエス株式会社
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第３０２７号
大阪市西区土佐堀１丁目４番８号
清算株式会社　株式会社陽紀
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続終結

平成１０年（ミ）第１号
千葉県長生郡長柄町上野521番地４
更生会社　日本土地改良株式会社
管財人　平田　秀明
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行されることが確実であると認められる。
千葉地方裁判所民事４部

監督命令

平成２３年（再）第２号
新潟県阿賀野市久保１番地の１
再生債務者　有限会社サントピアワールド
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　新潟市中央区上所１丁目４番16号　遠藤法律事務所　弁護士　遠藤　達雄
平成23年９月30日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（再）第１号
新潟県妙高市東雲町７番10号
再生債務者　株式会社雲田写真館
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　新潟県上越市春日野１丁目３番15号　森直樹法律事務所　弁護士　森　　直樹
平成23年９月30日　新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（再）第２号
愛媛県宇和島市住吉町３丁目１番１号
再生債務者　辻水産株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　松山市三番町４丁目１番地９　城南ビル３階　中村法律事務所　弁護士　中村　正夫
平成23年９月30日　　松山地方裁判所民事部